

2－2 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①追加工事又は変更工事が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかつた場合
- ②追加工事又は変更工事について、これらの工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行つた場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第19条第2項に違反するほか、必要な増額を行わなかつた場合には同法第19条の3に違反するおそれがある。

（1）追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要

建設業法第19条第2項では、請負契約の当事者は、追加工事又は変更工事（工事の一時中止に伴う中止期間中の工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備を含む。以下「追加工事等」という。）の発生により当初の請負契約書（以下「当初契約書」という。）に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である。

発注者及び受注者が追加工事等に関する協議を円滑に行えるよう、建設工事の当初契約書において、建設業法第19条第1項第5号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

なお、追加・変更契約を行うべき事由及びその方法については、公共約款、民間約款等において規定しているほか、国土交通省等では、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」や「工事一時中止に係るガイドライン」を策定している。

（2）追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契

約を締結することが不合理な場合は、発注者は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行う必要がある。

- ① 受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

(3) 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

追加・変更契約を行う場合には、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが必要である。発注者が、受注者に一方的に費用を負担させたことにより、請負代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」（16ページ「3. 不當に低い発注金額」参照）に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。